

第12回 総合資源エネルギー調査会

資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ

LPガス商慣行是正に関する取組状況について

2025年6月23日

日本瓦斯株式会社

会社概要

2025年4月1日現在

会社名（商号）

日本瓦斯株式会社（NIPPON GAS CO.,LTD.）／ニチガス

本店所在地

東京都渋谷区代々木4丁目31番8号

代表者

代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦

事業所

本社、営業所（90カ所） その他（保安点検センター・デポステーション）

設立年月日

1955（昭和30）年7月29日

売上高

2,000億5,700万円 [2025年3月期]

従業員数

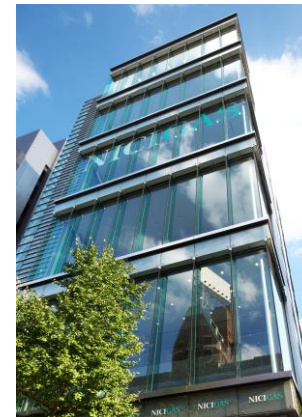
連結1954名 [2025年3月31日現在]

事業内容

総合エネルギー事業（LPガス・都市ガス・電力の販売）

事業規模

関東圏（含 静岡・山梨・長野）で200万契約（含 都市ガス・電気）



初台本社ビル
（東京都渋谷区）



夢の絆
（神奈川県川崎市）

取組宣言

2024年5月「取組宣言」を公表

① 過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
LPガス事業者の切替えを制限する条件付き契約の締結禁止

② 三部料金の取組み

三部料金をお客さまに明示、LPガス料金の透明化を推進

③ LPガス料金等の情報提供

入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力
入居希望者からの情報提供要請に協力

④ 組織体制の整備

コンプライアンス体制の維持、法令遵守
お客さま、協力会社、お取引先等の関係者へ本宣言を周知

社員教育を通じて周知

本社主導で
体制の構築と伝達



2024年5月20日制定

LPガス商慣行見直しに向けた取組宣言

日本瓦斯株式会社

日本瓦斯株式会社は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令の施行を踏まえ、以下に関する事項を遵守し、商慣行見直しに向けた取組みを宣言します。

■ 過大な営業行為の制限について

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ・ LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結禁止

■ LPガス料金に関する三部料金の取組みについて

- ・ 三部料金（基本料金/従量料金/設備料金）をお客さまに明示し、LPガス料金の透明化を推進
- ・ LPガス消費と無関係の設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ・ 賃貸向けLPガス料金の場合、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

■ LPガス料金等の情報提供について

- ・ 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力
- ・ 入居希望者から直接情報提供の要請があった場合、LPガス料金等の情報提供

■ 組織体制の整備について

- ・ コンプライアンス体制の維持、法令遵守
- ・ お客さま、協力会社、お取引先等の関係者へ本宣言を周知

< LPガス商慣行見直しに向けた取組宣言 ([こちら](#)) >

① 過大な営業行為の制限

■ 当社の原則・スタンス

改正省令に則り、原則として不動産管理会社やオーナー等に対する金銭的利益供与を行わない方針

- 改正省令で禁止されている以下の行為はしない
 - 消費者によるLPガス事業者の選択を阻害する契約条件の設定
 - 正常な商慣習を超えた利益供与や問題となり得る継続的な紹介料等の支払い
- 法令遵守を最優先
 - 取引の透明性を確保し、お客さま・消費者のLPガス事業者選択の自由を尊重

■ 全営業社員を対象に研修を実施

・期間

：2024年7月から2025年2月まで 全4回／受講者延べ約1,000名

・主要な研修事項

：改正省令ポイント、対応方針（体制、設備無償貸与の廃止、ガス料金無料の禁止、関係者への対応を含む）等

② 三部料金制

■ 2025年4月から請求書等で設備料金の表示を開始

金額内訳

使用量	基本料金 (円)	従量料金 (円/m ³)	設備料金 (円)
[社外秘情報 (非公開)]			

<お客さまへの請求書等の通知例>

③ 料金等の情報提供

■ 適時・適切なガス料金等の情報を提供

- ：入居希望者・オーナー・不動産会社からガス料金等の問い合わせを受けた場合、適時・適切に情報の提供に努めている
- ：社内研修等を通じた周知のほか、お客さま・消費者との接点が多いコールセンターにも周知

ガス料金の情報提供 社外秘

賃貸住宅の入居希望者・オーナー・管理会社から
ガス料金の問い合わせがあった場合は応じる

[社外秘情報 (非公開)]

標準料金メニューを提示することはできない (その建物の料金メニューを提示すること)

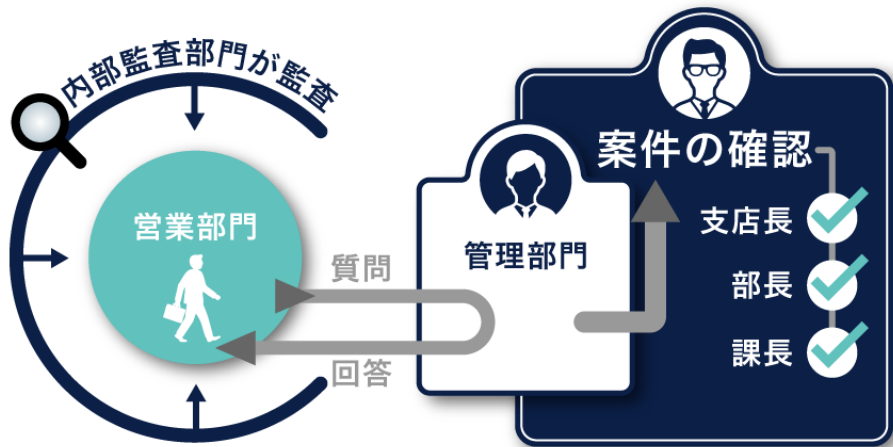
©2024NIPPON GAS Co.,LTD.All Rights Reserved. 20240223ver.

<社内研修会資料 (抜粋) >

④ 組織体制の整備 社内体制・ステークホルダーへの周知

■ 社内体制

- ・ 社員からの質問を受け付ける体制を整備
- ・ 切替時に費用が生じる案件を管理部門長が適時に確認し、適法性を確保
- ・ 内部監査部門による監査の実施



集合住宅の所有者・不動産関係者・建設事業者に対して、「取組宣言」をもとに丁寧に説明のうえ、改正省令の遵守と履行の協力を要請

日本瓦斯株式会社

【重要なお知らせ】法令改正に伴う今後の対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下、「改正省令」といいます。）」が2024年7月2日より施行されました。これに伴い、弊社の今後の対応につきまして、下記のとおりご通知致します。なお、ご不明な点やご質問等ございましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください。今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

1. 改正省令の概要と弊社の方針について

- (1) 改正省令の概要
 - 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（施行：2024年7月2日）
 - LPガス料金等の情報提供（施行：2024年7月2日）
 - 三部料金制の徹底（施行：2025年4月2日）

(2) 弊社の方針

弊社は、これらの改正省令を遵守し、消費者保護と取引の適正化に努めて参ります。

<集合住宅の所有者に対する通知（一部抜粋）>

④ 組織体制の整備 営業委託先の管理



契約の締結

同業他社への紹介や斡旋を禁止し、当社の専属パートナーであることを課す
～「反社」やいわゆる「ブローカー」的行為・関与を一切排除～



講習会の受講

- ・ 弁護士による講習（コンプライアンス・特定商取引法・各事業法）
- ・ 営業活動を始める前に必須で受講させる
- ・ 十分に法令を理解していない場合は再受講を課す

目的：①法令遵守体制を強化すること
②苦情・相談等の事例を分析し、お客さま目線での営業を実施すること
内容：法令の概要・留意事項、クレーム事例等の共有（未然防止のための対応）
実績：2024年4月1日～2025年3月31日まで 回数 52回 受講者数 1,119名
2025年4月1日～2025年6月17日まで 回数 13回 受講者数 527名



稼働開始

営業活動の情報を集約、管理部門によるモニタリング体制を構築
☑ 必要に応じて指導（講習受講/面談）・是正改善・活動停止を指示

モニタリング



契約更新 or 終了

契約更新の場合もスタッフには新たに講習会の受講（最低：1年1回）を課す



改正省令施行による「効果」と「当社方針」

【主な効果】

◎ L P ガス料金の透明化と消費者保護の強化、そして L P ガス業界の健全化が促進

- 過大な営業行為が制限され、不当な契約解除制限が禁止されたことで、消費者は L P ガス事業者を自由に選択できる環境が整備された。
- これにより、L P ガス事業者間の競争が活発化し、各社がガス料金やサービスの向上に努め、競い合うことで、L P ガス業界全体の消費者からの信頼と品質の向上が期待される。

【当社方針】

- ◎昨今の物価高騰を受け、消費者の皆さまの光熱費削減への意識はますます高まっている。L P ガス事業者自らが料金の適正化に向けて取り組まなければ、全電化や都市ガスへの転換が進み、L P ガスの利用者が減少してしまうと認識。
- ◎同時に、持続可能な社会への貢献は、SDGsの観点からも L P ガス事業者の重要な責務と考え、L P ガス料金の適正化に加え、ハイブリッド給湯器のような高効率機器を積極的にご提案することで、お客さまのエネルギーコスト削減と環境負荷低減に貢献する。
- ◎改正省令を遵守し、L P ガス料金の適正化を推進。D X を駆使した物流・オペレーションにより徹底的なコストダウンを推進し、お客さまのエネルギー費用を低減。これに加え、最適なガス機器をはじめとするエネルギー機器類をご提案することで、これからも消費者の皆さまから支持される総合エネルギー企業を目指す。

今後の課題

◎三部料金制「設備料金」表示について

- 三部料金制において、LPガス料金に設備料金を含めない場合の「客観的な根拠に基づく説明」義務が課されている一方で、「設備料金」を計上している場合、その算定根拠が不明瞭であるとの消費者の声も想定され、しっかりとした検証が必要。

◎「貸付配管」問題の解決に向けて

- 当社は、本WG参加当初より、消費者の皆さまの声を反映し、「貸付配管」問題の喫緊の解決が必要であると提言してきた。
- 2024年4月19日付のWG中間取りまとめにおいては、「貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後を目途として、制度上の対応の要否を検討」するとの方針が示された。また、本ガイドラインでは、「今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい」との具体的な方向性が示されたことは、大きな進展であると認識している。
- 「無償機器問題」について、大きな前進が見られ、長期間LPガス事業者の切替えを制限する条件付き契約の締結禁止が示されたが、同じ考えに則り、LPガス業界への信頼を一層高めるために、「貸付配管問題」についても早期解決が不可欠であると考え。本WGにおいて、「貸付配管」問題の解決に向けた具体的な議論が早々に開始されるよう、提言する。

